

知立市と合同会社 Prof との連携と協力に関する連携協定書

知立市（以下「甲」という。）と合同会社 Prof（以下「乙」という。）は、誰もがデジタル機器・サービス（以下「デジタル技術」という。）を活用し、急速に進む社会のデジタル化に対応し、豊かな人生を享受できる共生社会の実現を目指し、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携のもと、市民向けにデジタル技術活用に関する教室を実施することにより、誰もがデジタル技術を活用でき、デジタル化しやすい知立市の実現に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力するものとする。

（1）市民向けのデジタル技術活用に関する教室の実施

（2）その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効率的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し知り得た情報について、本協定の有効期間内及び有効期間終了後に、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定有効期間満了の日の1か月前までに、いずれからも特段の申出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり、顔の見える関係づくりを継続するため、定期的に本協定の内容について協議することとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項について、又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保管する。

令和 4年10月 6日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地

知立市

知立市長

林 郁夫

乙 愛知県岡崎市康生通東2-22-1

合同会社 Prof

代表社員

豊田 正敏